

(別紙2)

酪農経営体生産性向上緊急対策事業（集合搾乳施設整備事業）

第1 事業の内容

本事業の内容は、集合搾乳施設利用計画を達成するため、楽酪応援会議が行う、(1)及び(2)に掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備（補改修を含み、当該施設の整備又は補改修の後、集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける場合を含む。）に要する経費の一部を助成するものとし、補助対象の基準及び補助率については別表に定めるとおりとする。

- (1) 家畜飼養管理施設
- (2) 家畜排せつ物処理施設

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、楽酪応援会議とする。

第3 集合搾乳施設運営経営体

1 集合搾乳施設運営経営体の要件

集合搾乳施設運営経営体は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 生計を異にする3戸以上で組織されていること。
- (2) 施設を適正に利用するための代表者の定めがあり、組織及び運営並びに経理についての規約の定めがある団体であること。

2 集合搾乳施設運営経営体の構成員

集合搾乳施設運営経営体の構成員となれる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳用牛またはその育成牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）
- (2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）とする。
- (3) 株式会社又は持分会社であって、酪農を含む農業を主たる事業として営むもの。
- (4) 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- (5) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- (6) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (7) 酪農を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次のア及びイの要件のいずれかに適合するもの
  - ア 酪農を営む個人が直接の主たる構成員であること
  - イ 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること

- (ア) 共同利用施設等の整備等を図ることにより集合搾乳施設利用計画の達成に資する旨の目的が定められていること
- (イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること
- (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
- (エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
- (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

#### 第4 対象事業の要件

##### 1 施設の整備の主体

施設の整備を行う者は、集合搾乳施設運営経営体とする。

##### 2 施設の貸付け

第1により整備した施設を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

(1) 施設の貸付けは、第3の2の(2)から(6)までに該当する者が、施設の整備を行い、集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける場合に限ること。

(2) 施設等の貸付けに係る要件

ア 貸付を行う者(以下「貸付主体」という。)が集合搾乳施設運営経営体に本事業により整備した施設を貸し付ける場合、貸付主体が自ら整備し、又は買い入れ補改修した施設であって、集合搾乳施設運営経営体に貸し付けること(一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に集合搾乳施設運営経営体に売り渡すことを含む)を予定しているものであること

イ 貸付主体は、本事業により整備した施設を集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。

ウ 貸付主体が集合搾乳施設運営経営体に施設を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「(貸付主体負担/当該施設の耐用年数) + 年間管理費」により算出される額以内とすること。  
なお、「貸付主体負担」は「事業費 - 補助金」により算出される額とすること。

#### 第5 目標年度及び成果目標

実施要綱第5の2の生産局長が別に定める目標年度及び成果目標は、次のとおりとする。

##### 1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とするものとする。

##### 2 成果目標

事業実施主体は、集合搾乳施設利用計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減するとの成果目標を設定するものとする。

## 第6 事業の実施基準

- 1 事業の実施に当たっては、自己資金又は国及び独立行政法人農畜産業振興機構の事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 本事業による施設の整備は原則として、新品、新築又は新設によるものとし、施設の耐用年数は5年以上とする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品及び古材の利用を推進するものとする。なお、古品及び古材については、原則として、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 4 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 6 施設の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、貸付けに要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- 7 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 8 施設の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議の上、次に掲げる特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。なお、協議に際し、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

	整備施設	基準事業費	特認事業費
家畜飼養管理施設	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 36 千円/㎡	47 千円/㎡
		哺育育成用 23 千円/㎡	30 千円/㎡

家畜排せつ物処理施設	堆肥舎	500 m <sup>2</sup> 未満	34 千円/m <sup>2</sup>	44 千円/m <sup>2</sup>
		500 m <sup>2</sup> 以上 (附帯設備を除く。)	31 千円/m <sup>2</sup>	40 千円/m <sup>2</sup>
	尿貯留施設	1,000 m <sup>3</sup> 未満	30 千円/m <sup>3</sup>	39 千円/m <sup>3</sup>
		1,000 m <sup>3</sup> 以上 (附帯設備を除く。)	25 千円/m <sup>3</sup>	36 千円/m <sup>3</sup>

注：施設本体の建設に必要な経費とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は含まない。

## 第7 事業の実施等

実施要綱第5の1の生産局長が別に定める事業の細目及び手続は、次のとおりとする。

### 1 事業の実施手続

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、あらかじめ事業実施計画を別記様式第1号により作成し、集合搾乳施設利用計画と併せて、原則として市町村を經由して、都道府県知事に提出するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県の全域を対象とする等広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合には、事業実施主体は市町村長を經由せずに都道府県知事に事業実施計画を提出することができるものとする。この場合において、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画及び集合搾乳施設利用計画の写しを提出するものとする。
- (2) (1)による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)による提出のあった事業実施計画及び集合搾乳施設利用計画について、内容の確認を行い、適当と認められる事業実施計画書について、都道府県事業実施計画を別記様式第2号により取りまとめ、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の承認を行った場合には、承認した都道府県事業実施計画の写しを添付し、生産局長に報告するものとする。
- (5) 都道府県知事は、(3)の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認するとともに、事業実施主体の事業実施計画を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。
- (6) 事業実施計画に、補助金交付要綱の第11で定める軽微な変更以外の変更がある場合には、(1)から(5)までに準じて変更の承認を受けるものとする。
- (7) 事業の着工
  - ア 本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、市町村及び都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、市町村を經由して都道府県知事に提出するものとする。
  - イ アのただし書により交付決定前に事業の着工をする場合にあっては、事

業実施主体は、事業について、その内容が明確となってから着工するものとし、交付決定の通知を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

ウ 都道府県知事は、事業実施主体からアの交付決定前着工届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

## 2 費用対効果分析

実施要綱第6の生産局長が別に定める費用対効果分析は、別添に定めるとおりとする。

また、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長連盟通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

## 第8 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、別記様式第3号により、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに、市町村を經由して都道府県へ報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の事業実施主体から事業実施状況の報告を受けた場合には、別記様式第4号により事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月30日までに、地方農政局長等へ提出するものとする。

都道府県知事は、1の事業実施主体からの実施状況の報告の内容を点検し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対し、適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった事業実施状況報告書について、生産局長へ報告するものとする、

4 生産局長及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、1から3までに定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第9 事業の評価

1 実施要綱第5の2の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第3号により、目標年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第4号により、同年度の9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。なお、地方農政局長等は、報告のあった内容を評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業実施後の効果の達成度の評価を行うとともに、その結果を生産局長へ報告するものとする。

2 事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合、生産局長は第11の調査及び報告に定める指導を実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

3 地方農政局長等は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況に

ついて都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

#### 第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、第8の3の地方農政局長等への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

#### 第11 調査及び報告

- 1 生産局長は、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導できるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導できるものとする。

#### 第12 施設の管理運営

##### 1 管理運営

事業実施主体及び集合搾乳施設運営経営体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

##### 2 管理委託

施設の管理は、原則として、事業実施主体又は集合搾乳施設運営経営体が行うものとする。ただし、第4の2の施設の貸付けを実施する場合及び集合搾乳施設運営経営体が施設の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

##### 3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、集合搾乳施設運営経営体及び施設の管理を行う者による適正な施設の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営及び利用の状況並びに事業効果の把握に努めるものとする。また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

#### 第13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

別表（第1関係）

区分	補助対象基準	補助率
<p>1 家畜飼養管理施設</p>	<p>1 搾乳作業等の省力化を図るため、地域の搾乳牛を集約し、共同で搾乳作業等の飼養管理を行う施設であり、かつ、集合搾乳施設利用計画の達成のために必要な施設として、集合搾乳施設利用計画に位置付けられた施設であること。</p> <p>2 施設の整備に当たっては、次に留意すること。            (1) 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。            (2) 家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。</p> <p>3 施設は次のとおりとする。            搾乳牛舎、搾乳牛舎と一体的に整備される搾乳施設</p> <p>4 搾乳施設と一体的に整備する設備とは、次の全てに該当するものとする。            (1) 家畜飼養管理施設と併せて整備する設備であること。            (2) 整備する設備は、給餌、搾乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう特に留意するものとする。            (1) 場所            原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。            ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲でその地の土地に整備することができるものとする。            (2) 規模            ア 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。  <math display="block">\text{面積} = \text{共用部分} 8 \text{ m}^2 \times \text{管理人数等 (ただし、} 40 \text{ m}^2 \text{以内とする。)} + 10 \text{ m}^2 \times \text{管理人数等}</math>            イ アの共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人数等は、家畜の飼養管理計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。</p>	<p>1 / 2 以内</p>

<p>2 家畜管理飼養施設と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設</p>	<p>1 施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設と合わせて整備するものとする。</p> <p>(2) 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</p> <p>(3) 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する集合搾乳施設運営経営体から発生する家畜はふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(4) 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する集合搾乳施設運営経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(5) 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>3 家畜排せつ物処理施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、副資材保管施設等</p> <p>(2) 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>(3) 脱臭施設</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備とは、次の（1）及び（2）から（4）までのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>(2) 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。</p> <p>(3) 汚水処理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。</p> <p>(4) 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。</p>	<p>1 / 2 以内</p>
--------------------------------------	---	-----------------



<p>3 施設の補改修</p>	<p>1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 交付対象となる施設の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が5年以上とする。</p> <p>(2) 補改修は、地域の乳用牛を集約して、共同で搾乳等の飼養管理を行うために必要な施設の補改修に限る。</p> <p>2 補改修できる施設の範囲</p> <p>搾乳牛を飼養するための家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設とする。</p>	<p>1 / 2 以内</p>
-----------------	---	-----------------

## 別添 費用対効果分析（第6関係）

### 第1 評価

実施要綱第6の生産局長が別に定める基準による評価については、次によりおこなうものとする。

### 第2 評価点数の算出式

$$\text{補助金申請額（円）} \div \text{削減が期待される年間総労働時間（時間）} \\ \times \text{係数} \div 10,000$$

なお、削減が期待される年間総労働時間は、補助対象機械装置の導入により現在の搾乳方式、給餌方式及び生産管理方式が変化する、搾乳牛1頭当たり作業時間と搾乳牛頭数の積から求められる差とする。

### 第3 削減が期待される年間労働時間の考え方

#### 1 搾乳方式

	搾乳牛1頭当たり搾乳時間 (時間/頭・年)
バケット及びパイプライン方式	48
搾乳ユニット手動搬送方式	46
搾乳ユニット自動搬送方式	34
ミルクングパーラー方式	34
搾乳ロボット方式	7

#### 2 給餌方式

##### (1) 搾乳牛

	搾乳牛1頭当たり給餌時間 (時間/頭・年)
人力による給餌方式	43
自動餌寄せ方式	40
自動給餌方式	14
自動給餌+自動餌寄せ方式	11

##### (2) 子牛（ほ乳）

	搾乳牛1頭当たりほ乳時間 (時間/頭・年)
人力によるほ乳方式	3
ほ乳ロボット方式	0

### 3 生産管理方式

	搾乳牛1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
人力による観察方式	1 4
発情発見装置の活用	1 2
分娩監視装置の活用	1 3

4 1から3については、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

### 第4 係数

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満 (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保	0.9
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95
	⑦ その他、地域への貢献度が高い取組と都道府県知事が特に認めた取組に参加する経営	0.9